

提供区域別の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の確保必要量

提供区域	小学校区	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業	計
北 1	袴野、大宮、上賀茂、元町、紫竹、紫明	43	21	64
北 2	待鳳、鳳徳、橋峯、紫野、栗只、柏野、金園、衣笠、大將軍	0	0	0
上京 1	京極、新町、室町、西陣中央、御所南（上京区内）	74	37	111
上京 2	乾隆、翔鸞、正親、二条城北、仁和	19	9	28
左京 1	花背	0	0	0
左京 2	大原、八瀬	0	0	0
左京 3	鞍馬、静原、市原野、岩倉北、岩倉南、明德	13	6	19
左京 4	上高野、修学院、修学院第二、松ヶ崎、葵、下鴨、養正、養徳	95	48	143
左京 5	北白川、錦林、第三錦林、第四錦林	0	0	0
中京 1	御所南、高倉	55	28	83
中京 2	洛中、朱雀第一、朱雀第二、朱雀第三、朱雀第四、朱雀第六、朱雀第七、朱雀第八	0	0	0
東山	關晴、東山泉	0	0	0
山科 1	音羽、音羽川、大塚、大宅	0	0	0
山科 2	安朱、山階、西野、陵ヶ岡、鐘山	0	0	0
山科 3	山階南、百々、鉾修、小野	0	0	0
下京 1	洛央、下京雅、下京涉成、梅小路、光徳	0	0	0
下京 2	七条、七条第二、西大路	79	40	119
南 1	渡風、九条北道、九条塔南、南大内、唐橋、吉祥院、祥豊、祥栄、上鳥羽	0	0	0
南 2	大蔵、久世西	0	0	0
右京 1	高雄、宇多野、御室、花園	30	14	44
右京 2	広沢、嵐山、嵯峨	29	15	44
右京 3	安井、山ノ内、太秦、南太秦、常盤野、嵯峨野、梅津北、梅津	47	24	71
右京 4	西院、葛野、西京極、西京極西	0	0	0
右京 5	右陰	0	0	0
右京 6	京北第一、京北第二、京北第三	0	0	0
西京 1	嵐山東、松尾、松陽、桂川	33	16	49
西京 2	桂池、桂、桂東、川岡、川岡東、樫原	0	0	0
洛西	大枝、桂坂、新林、境谷、竹の里、福西、上里、大原野	27	14	41
伏見 1	竹田、伏見住吉、伏見板橋、下鳥羽	0	0	0
伏見 2	伏見南浜、桃山、桃山東、桃山南	0	0	0
伏見 3	向島、向島南、向島二の丸、向島藤の木	0	0	0
伏見 4	横大路、納所、明親、美豆、神川、久我の杜、羽東師	0	0	0
深草	深草、稲荷、藤ノ森、藤城、砂川	22	11	33
醍醐	北醍醐、醍醐、醍醐西、池田、池田東、春日野、日野、小栗橋、小栗橋宮山、石田	0	0	0
計		566	283	849

※ 平成 29 年 5 月梓取予算確定分（1,115 人分）までの整備予定を含めた、平成 29 年度末における保育提供量の見込み（34,136 人分）を超えて、平成 31 年度末までの間に整備を要する保育の量を示す。

※ 提供体制を確保しようとする提供区域において、量の見込みが当該確保しようとする提供体制の量を下回る場合であっても、隣接する提供区域に量の見込みがあり、かつ、当該確保しようとする提供体制の量に係る施設又は事業の位置や交通事情等を勘案して、隣接する提供区域の待機児童対策として有効と認められる場合には、当該提供体制を確保しようとする提供区域の量の見込みを上回る定員の施設又は事業を認可することがある。